

枚方市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市ペット霊園の設置等に関する条例（平成30年枚方市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第6条の事前協議書は、ペット霊園設置等事前協議書（様式第1号）とする。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ペット霊園の事業計画に係る書類
- (2) ペット霊園又はその設置予定地の位置を明らかにした縮尺2,500分の1程度の地図
- (3) ペット霊園又はその設置予定地に係る地籍図の写し、丈量図及び登記事項証明書
- (4) ペット霊園の施設の配置図、建物の各階平面図及び立面図並びに墓地、納骨堂及び火葬施設の構造設備を明らかにした書類
- (5) ペット霊園に係る工事の工程表

(標識の設置等)

第3条 条例第7条第1項の規定により設置する標識は、様式第2号によるものとする。

2 条例第7条第2項の規定による届出は、標識設置届（様式第3号）により行わなければならない。

3 前項の標識設置届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 標識の設置場所を明らかにした位置図
- (2) 標識の設置状況を明らかにした写真

(説明会)

第4条 条例第8条第1項の規定により開催する説明会においては、次に掲げる事項を記載した書面を配布するとともに、その内容を十分に説明するものとする。

- (1) 申請予定者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
- (2) ペット霊園の所在地及び名称
- (3) ペット霊園の概要
- (4) ペット霊園に係る工事の着手及び完了の予定年月日
- (5) ペット霊園の維持管理の方法

2 条例第8条第1項の規定による協議（以下「協議」という。）は、1の土地に2以上の所有者又は使用者が存するときは、その代表者として市長が認める者と協議するものとする。

3 ペット霊園に隣接する土地が道路等（道路、河川、線路敷その他これらに類するものをいう。）の用に供されている場合は、協議することを要しない。この場合において、申請予定者は、当該道路等を隔てて隣接する土地の所有者又は使用者と協議するよう努めるものとする。

4 条例第8条第2項の規定による報告は、説明会等実施報告書（様式第4号）により行わなければならない。

5 前項の説明会等実施報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 説明会の開催の周知範囲図
- (2) 説明会の参加者に配付した資料及び議事録
- (3) 協議を行った場合は、協議実施報告書（様式第5号）
（許可の申請）

第5条 条例第9条の規定による申請は、ペット霊園設置等許可申請書（様式第6号）により行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ペット霊園の設置に係る土地に係る登記事項証明書
- (2) ペット霊園の設置に係る土地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (3) ペット霊園の施設の配置図、建物の各階平面図及び立面図並びに墓地及び納骨堂に関する書類
- (4) 墓地又は火葬施設にあっては、それらの周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
- (5) 火葬施設を設置する場合にあっては、火葬施設の構造、処理能力及び第7条に規定する能力を有することを明らかにする書類
（許可書の交付等）

第6条 市長は、設置等許可をしたときは、ペット霊園設置等許可書を申請者に交付し、これらの許可をしないときは、ペット霊園設置等不許可通知書により許可申請者に通知するものとする。
（火葬施設の構造設備の基準）

第7条 条例第12条第4号ホの十分な能力は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 防音 火葬時に発生する騒音が、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により市長が定める基準を満たすこと。
- (2) 防臭 二次燃焼室（悪臭の発生を防止するため、発生した燃焼ガスを再燃焼させる燃焼室をいう。）又はこれと同等以上の機能を有する脱臭装置が設けられていること。
- (3) 防じん サイクロン若しくは洗浄集じん装置等の集じん能力を有する装置が設けられていること。

（工事完了の届出）

第8条 条例第13条第1項の規定による届出は、ペット霊園工事完了届出書（様式第7号）により行わなければならない。

（承継の届出）

第9条 条例第16条第2項の規定による届出は、ペット霊園承継届出書（様式第8号）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、戸籍謄本その他の承継の事実がわかる書類を添付しなければならない。
(変更の届出等)

第10条 条例第17条の規定による届出は、ペット霊園変更届出書(様式第9号)により行わなければならない。

2 条例第17条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
- (2) ペット霊園の所在地及び名称
- (3) ペット霊園の区域の面積
- (4) 納骨堂(縮小する場合を除く。)
- (5) 火葬施設の構造設備(火葬施設の設置場所の変更を伴う場合又は処理能力若しくは火床面積を増加させる場合を除く。)

(廃止の届出)

第11条 条例第18条第1項の規定による届出は、ペット霊園廃止届出書(様式第10号)により行わなければならない。

(移動火葬車による火葬業の届出)

第12条 条例第19条の規定による届出は、移動火葬業開始届出書(様式第11号)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 移動火葬車の火葬を行うための設備の構造及び処理能力並びに当該移動火葬車が第7条に規定する能力を有するものであることを明らかにする書類
- (2) 移動火葬車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項に規定する自動車検査証の写し

(移動火葬車の使用の制限)

第13条 移動火葬業者は、条例第20条第2項第1号の規定により氏名(法人その他の団体にあつては、その名称。以下この条及び次条において同じ。)を表示する場合において、氏名以外の名称でその業を行うときは、氏名のほか、当該名称を表示することができる。

2 条例第20条第2項第1号の規定による表示は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格Z 8305に規定する90ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて行うものとする。

3 条例第20条第2項第2号に規定する同意は、書面により得ることとし、移動火葬業者は、火葬を行う際には当該書面を携行しなければならない。

(移動火葬業者の廃止等の届出等)

第14条 条例第21条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- (1) 市内で火葬を行わなくなった場合 移動火葬業廃止届出書(様式第12号)
- (2) 第3項の変更をした場合 移動火葬業変更届出書(様式第13号)

2 前項第2号の届出書には、火葬を行うための設備又は道路運送車両法第9条に規定する自動車登録番号若しくは同法第60条第1項若しくは第97条の3第1項に規定する車両番号に変更がある場合は、第12条第2項に掲げる書類のうち、当該変更内容に係るものを添付しなければならない。

3 条例第21条の規則で定める変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 当該業として行おうとする者の住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 使用する移動火葬車の道路運送車両法第9条に規定する自動車登録番号又は同法第60条第1項若しくは第97条の3第1項に規定する車両番号
- (3) 氏名以外の名称で業を行う場合における当該名称
- (4) 移動火葬車の火葬を行うための設備
（身分証明書）

第15条 条例第22条第2項の証明書は、身分証明書（様式第14号）とする。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 [平成30年3月30日公布]

（施行期日）

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第2項の規定による届出は、既設ペット霊園届出書（様式第15号）により行わなければならない。

3 前項の届出書には、第5条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

4 条例附則第7項の規定による届出については、第12条の規定を準用する。